

須賀川市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、須賀川市広告掲載要綱（平成26年7月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、須賀川市中央図書館、須賀川市長沼図書館及び須賀川市岩瀬図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として活用し、民間事業者等に係る情報（以下「広告」という。）を掲載することにより、情報発信の機会を提供するとともに、図書館資料を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサーの対象者)

第2条 広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）の対象は、企業又は団体とする。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることができない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 本市の市税等を滞納している者
- (3) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該図書館の館長（以下「館長」という。）が雑誌スポンサーとして適当でないと認めた者

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、市民に不利益を与えることがないものでなければならない。

2 広告の内容が、要綱第4条各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載の対象としない。

- (1) 事実と異なるもの
- (2) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤解されるおそれのあるもの
- (3) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの

- (4) 不当な比較広告
- (5) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (6) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、館長が広告掲載の対象とすることが適当でないとするもの
(雑誌スポンサーの募集)

第4条 雑誌スポンサーを希望する者（以下「申込者」という。）は、別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に広告案、会社概要を添えて館長に提出しなければならない。この場合において、複数館分のスポンサー希望がある場合は、一つの申請での申込みも可能とする。

2 申込者は、前項の雑誌リスト以外の雑誌について雑誌スポンサーを希望する場合は、館長と協議することができるものとする。

(雑誌スポンサーの選定及び決定)

第5条 館長は、前条の規定による申込みがあったときは、第2条及び第3条の規定により審査のうえ、雑誌スポンサーを決定するものとする。

2 前項の場合において、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、先着順とし、郵送等で同着の場合は、抽選で優先権を決定するものとする。

3 館長は、広告の掲載の有無を決定したときは、雑誌スポンサー（決定・却下）通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(スポンサー誌の調達、納入方法)

第6条 雑誌スポンサーは、原則として、市内に店舗を有する者から広告掲載が決定した雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を購入するものとする。

2 雑誌スポンサーは、原則として、スポンサー誌の発売日の翌日までに、当該図書館へ納品しなければならない。

3 雑誌スポンサーは、スポンサー誌が掲載期間途中で休刊、廃刊等になった場合は、館長と協議の上、別の雑誌に広告を掲載することができる。

(広告掲載の方法)

第7条 館長は、雑誌スポンサーから納品されたスポンサー誌を雑誌コーナーに配架するものとする。

2 雑誌スポンサーは、雑誌カバー、広告を掲載した用紙及びスポンサー名を掲載した用紙を用意しなければならない。

3 前項に規定する用紙等の規格等は、別表に定めるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定し、スポンサー名及び雑誌名を記載したものをその配架場所に掲示するものとする。

5 スポンサー誌は、最新号のものを配架するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、掲載を決定した日の翌月の納品日から当該年度の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第9条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

2 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の納品の遅延等により、図書館利用者に支障を来してはならない。

(広告の内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、広告内容の変更届(第3号様式)を館長に提出しなければならない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する届出により、広告の内容を6月ごとに変更することができるものとする。

(雑誌の提供中止の申出)

第11条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の掲載を中止しようとするときは、中止しようとする2か月前までに館長に申し出なければならない。

(雑誌スポンサー決定の取消し)

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条による決定を取り消すものとする。

(1) 前条の規定により、雑誌スポンサーが中止の申出をしたとき。

(2) 雑誌スポンサーが、第2条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(スポンサー誌の所有権)

第13条 スポンサー誌の所有権は、須賀川市に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月11日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日施行)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

広告媒体の規格等

1 広告媒体

雑誌にカバーを付け、雑誌の表面のカバーにスポンサー名、裏面のカバーに広告の紙片等を貼付するものとする。

2 雑誌カバーの規格について【雑誌スポンサーが提供するもの】

- (1) 雑誌の版型や厚みに合わせてカバーリングできる仕様のものとし、提供雑誌の大きさに合わせるものとする。
- (2) 本を傷めることがない、環境にやさしいオレフィン系樹脂フィルム素材仕様であること。
- (3) 図書館の用品として、商品名「マガジンカバー」を利用しており、各種メーカーで同等品があるため、図書館準備のカタログから選定すること。

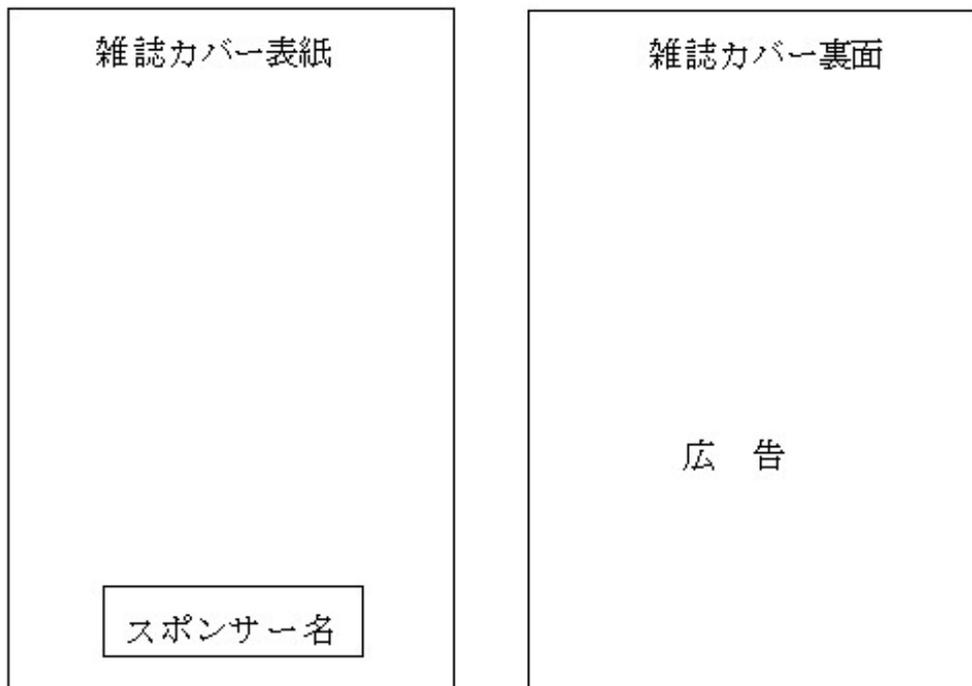
3 スポンサー名の表示【雑誌スポンサーが作成するもの】

- (1) 規格 ・縦 3 cm以内 横 1.3 cm以内とする。
- (2) 貼付位置 ・雑誌表紙 雑誌表紙底部より 5センチメートル上に貼付する。
- (3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさ等により調整する。

4 広告の表示【雑誌スポンサーが作成するもの】

- (1) 規格 ①雑誌カバー縦横のサイズ以内とする。
②表示色は自由とする。
- (2) 貼付位置 雑誌裏面のカバー内側両面とする。
- (3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさ等により調整することがある。

5 スポンサー名及び広告の表示位置



雑誌スポンサー申込書

年 月 日

須賀川市（中央・長沼・岩瀬）図書館長

須賀川市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり以下の事項を誓約します。

- 1 この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 広告掲載にあたっては須賀川市関係法規を遵守します。
- 3 市税の未納はありません。（納税確認同意書添付）

（申込者）

所在地 〒 _____

名称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

記

1 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 広告の掲載を希望する雑誌と希望配架先（○を記入）

雑誌名	中央	長沼	岩瀬

※1 希望する館が複数館の場合、3館分の申請が出来ます。

例えば、同じ1タイトルの雑誌を3館分でスポンサーになりたい場合、同じもの3冊準備いただくこととなります。

※2 希望する雑誌が6誌以上ある場合は、雑誌名を別紙に記載し、添付してください。

3 広告内容 別添のとおり

【添付文書】 広告案、会社概要等

雑誌スポンサー（決定・却下）通知書

様

年 月 日

須賀川市（中央・長沼・岩瀬）図書館長

申込みのありました須賀川市図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり（決定・却下）いたしますので、須賀川市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第5条の規定により通知します。

記

1 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 広告掲載雑誌

雑誌名	中央	長沼	岩瀬

却下理由

広告内容の変更届

年 月 日

須賀川市（中央・長沼・岩瀬）図書館長

（申込者）

所在地 〒 _____

名称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

雑誌スポンサーの広告内容を変更したいので、須賀川市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第11条の規定により届け出ます。

広告の 変更時期	年 月 日
主な変更点	

（注）新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。